

令和5年6月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和5年6月23日

令和5年6月伊那市議会定例会議員提出議案 目次

議員提出議案第1号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について……………4
議員提出議案第2号	へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について……………7

議員提出議案第1号

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和5年6月23日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

(提案理由)

口頭にて説明

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和3年度からの5年計画で小学校では35人学級が実現することになりました。しかし中学校は40人のままとなっています。長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。しかし、小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためにはさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については「三位一体改革について」など政府・与党の決定を経て、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月23日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第2号

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

地方自治法第99条の規定により、長野県議会議長、長野県知事に対し、へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和5年6月23日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

(提案理由)

口頭にて説明

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準
に戻すことを求める意見書

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別な配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は平成18年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持及び地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は令和4年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特殊勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を

考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが喫緊の課題であると考えます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、平成17年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月23日

伊 那 市 議 会